

2006年11月16日

厚生労働大臣 柳澤伯夫殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター
理事長 福地 保馬

「心理的負荷による精神障害等に係る 業務上外の判断指針」の改正のお願い

平成11年9月、基発第544号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」(以下、判断指針という)ができ、激増する精神障害の労災認定は画期的に前進しました。しかし、平成17年度でみても請求件数656件に対して、127件約19%が労災認定されたに過ぎずほとんどの請求が却下されているように、現行の判断指針は、この間の業務上外が争われた裁判の判決や医学的知見の進歩からみて、改善の余地があることは明らかです。

労働者とその遺家族の人間に値する生活を営むための必要を充たす最低限度の法定補償を行うという労災補償制度の目的に照らし、被災者の救済を進めるため、判断指針を以下の改正案にもとづき、早急に改めることを要求します。

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」改正案

第1 基本的事項

1. ライフイベント(事件的出来事)による急性ストレスだけでなく、長期間の日常的な労働生活において発生する慢性ストレスも評価する判断指針とする。
2. 過重労働によるストレスの強度の評価は、多くの人々がどう受け止めたかという同種労働者基準(平均人基準)ではなく、同種労働者の中で通常想定される性格傾向がもっとも脆弱であるものを基準とし、当該労働者が置かれた立場や状況を充分斟酌する判断指針とする。
3. 精神障害を発症後、引き続き業務に従事しその業務による慢性・急性のストレスによって症状を増悪させたもの、もしくはその増悪により自殺したものについても、業務に起因することが明らかな疾病もしくは死亡と取り扱う判断指針とする。

(基本的事項の説明)

労働者の精神障害は、素因、環境因(身体因、心因)の複数の病因が関与しており、環境からストレスと個体側の反応性、脆弱性との相関関係で精神破綻が生じて発症するとされている

（「ストレス - 脆弱性」理論）。そして、環境からくるストレスは、労働者が人生でまれにしか遭遇しないライフイベント（事件の出来事）による急性のストレスよりも、むしろ、長期間の日常生活において生ずる混乱や落ち込みのディリー・ハッスルズ（日常的煩わしさ）とされている慢性のストレスが発病の原因として作用しているとされている（精神障害と労災研究会「平成17年度研究報告書」参照）。

本判断指針改正案は、この精神障害の発症機序を前提にし、被災者が業務以外のストレス及び個別側要因が原因ではなく、業務による「過重労働ストレス」（精神障害の発症要因となり得る過重な労働による慢性ストレス及び急性ストレス）が原因で発症した精神障害及びその自殺は、被災労働者が従事していた業務内在又は随伴する危険が現実化したものであり、業務とその発症・自殺との間に相当因果関係が認められるとし、業務に起因することの明らかな疾病もしくは死亡として取り扱うものである。

この場合、精神障害の発症の原因となり得る業務による「過重労働ストレス」の強度の評価をいかなる基準に基づき行うのが相当か、が重要であり、被災労働者が従事していた業務に内在又は随伴する危険が現実化した死傷病に対し、使用者の過失の有無を問わず、被災者とその家族の損害を填補することにより被災者とその遺家族の人間に値する生活を営むための必要を充たす最低限度の法定補償を行うという労災補償制度の制度目的に照らして、多くの人々がどう受け止めたかという同種労働者基準（健康な労働者の平均人基準）ではなく、一般経験則に照らして同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱な者（但し、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲の者）を基準として、その強度を客観的に評価し、精神障害を発症させ得る「過重労働ストレス」であれば足りるものとする（名古屋地判 01.2.23 及び名古屋高判 03.7.8 トヨタ自動車事件、名古屋地判 06.5.17 中部電力事件参照）。

また、精神障害を発症後、引続き業務に従事し、被災者が業務以外のストレス及び個別側要因が原因ではなく、その従事した業務による「過重労働ストレス」が原因で症状を増悪させ、もしくはその増悪のため自殺した場合についても、被災労働者が従事していた業務内在又は随伴する危険が現実化したものであり、業務とその増悪・自殺との間に相当因果関係が認められるとし、業務に起因することの明らかな疾病もしくは死亡として取り扱うものである。

第2 対象疾病

対象疾病はWHOのICD - 10第 章に分類されている全ての精神障害を対象疾病として取り扱うものとする。

第3、認定要件

下記1又は2に該当する精神障害及び自殺は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する「業務上」の疾病もしくは死亡として取り扱う。

1. 下記の3要件を満たし、対象疾病を発症し、もしくはその発症により自殺した場合。
 - 1)被災者が、発症前おおむね1年間に、精神障害の発症要因となり得る「過重労働ストレス」の認められる業務に従事していたこと。
 - 2)被災者の精神障害が、業務以外のストレスにより発症したとは認められないこと。
 - 3)被災者には、他に精神障害を発症させる確たる側面要因は認められないこと。
2. 下記の3要件を満たし、対象疾病を増悪させ、もしくはその増悪により自殺した場合。
 - 1)精神障害発症後、その症状の増悪要因となり得る「過重労働ストレス」の認められる業務に従事したこと。
 - 2)被災者の精神障害が、業務以外のストレスにより増悪したとは認められないこと。
 - 3)被災者には、他に精神障害を増悪させる確たる側面要因は認められないこと。

第4、認定要件の運用基準

1. 精神障害発症・増悪の有無、病名及び発症・増悪時期の特定について
 - 1)精神障害の「発症」とは、前記ICD-10に分類されている精神障害の診断基準を最初に満たしたときを言うものとする。
 - 2)精神障害の発症・増悪の有無、病名及び発症・増悪時期は、業務と発症・増悪との関連性を検討する際の起点であり、被災者の日記・メモ等の情報、治療歴のある場合はその情報、治療歴のない場合は関係者からの報告書、聴取書等の情報、その他の情報を総合し、ICD-10診断ガイドラインの診断基準に照らして特定すること。なお、この場合、治療歴がなく、もしくは発症後相当期間を経過して治療を開始し、情報が少なく診断基準を充たす事実が十分に確認できなくても、合理的に推定し特定するものとする。
2. 認定要件1、2の1)の「過重労働ストレス」について
 - 1)過重労働ストレスとは
「過重労働ストレス」とは、一般経験則に照らして精神障害の発症・増悪の要因となり得る労働による過重な慢性ストレス及び急性ストレスをいい、被災者の以下の状態を認定要件とすることの意味である。
被災者が、過重ストレスを生じさせたと認められ得る業務に従事していたこと。
業務による発症・増悪要因となり得る過重ストレスがなくとも、業務以外のストレス及び側面要因により発症・増悪したとは認められないこと。
並びに他に精神障害を発症・増悪させる確たる側面要因は認められないこと

1)の説明

業務による労働ストレスには、労働者がその労働生活においてまれにしか遭遇しない非日常的な事件的出来事(ライフイベント)による急性労働ストレスのみならず、日常の労働生活

において生ずる様々の混乱や落ち込みの慢性労働ストレス(ディリー・ハッスルズ)が存在する。その慢性労働ストレスも認定要件に含めるべきである。

2) 過重労働ストレスの客観的評価

過重労働ストレスか否かの客観的評価は、ストレスの性質上被災者の置かれた立場や状況を十分に斟酌して行う必要があり、同種労働者(職種、職場における立場や経験等を同じくする者で、業務の軽減を受けることなく、日常業務を遂行できる健康な状態にある者)を基準(平均人基準)にするのではなく、一般経験則に照らして同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者(但し、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲内の者)を基準(最弱者基準)として、精神障害を発症・増悪させ得るストレスであれば業務上とすること。なお、被災労働者の性格傾向が同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲をはずれるものでない限り、過重労働ストレスか否かの客観的評価は、当該労働者を基準に評価するものとする。

3) 過重な慢性労働ストレスの評価

「過重な慢性労働ストレス」の有無は、発症・増悪前概ね1年間に日常的に従事した業務を対象とし、その業務に従事したことそれ自体の慢性的なストレスと共に、その業務に従事していたことにより日常的に生ずる様々の混乱や落ち込みによるストレスを総合して、そのストレスの強度を評価する。

3) の説明

例えば、自動車会社の設計業務に従事していた係長が、恒常的な時間外労働や残業規制により相当程度のストレスを受けて、精神的・肉体的に疲労を蓄積していたところ、2車種の出図期限が重なり出図の遅れによる強いストレスを受け、かつ職場委員への就任が決まり、出図期限が遵守できなくなるのではないかと不安・焦燥によるストレスが認められる場合、これらを総合して「過重な慢性ストレス」があったものと評価される(名古屋高判03・7・8トヨタ自動車事件参照)。

また、地方自治体の税務課市民税係の職員が、外部業者から1月中旬頃に納付された前年度の住民税等の課税データと世帯台帳とにより、1月末頃を期限に、前年度の世帯台帳の特記事項の記載の有無を確認して、確認された特記事項を転記する作業を行い、1月下旬から2月上旬にかけて事業者から送付されてきた個人毎の給与支払報告書の内容を確認し、3月ないし5月の運休明けまでにその一部を世帯台帳に添付し同作業と併行して、送付された地方の給与支払報告書を委託業者に回し、4月末を期限として2月5日頃社会保険庁から送付された年金受給者リストにより、年金収入等を世帯台帳に転記する作業を行い、2月16日から3月15日にかけて送付されてきた年金源泉徴収額報告書を世帯台帳に貼付するとともに、この報告書を委託業者に送付する作業を行い、2月下旬から3月下旬頃、税務署から送付された確定申告書の特記事項の有無の確認を行い、それ

があれば世帯台帳に転記し、4月初め頃から6月10日頃までの間、委託業者から送付された仮課税台帳のデータと課税台帳に記載されたデータが一致するか否かの確認作業を行った被災者が、7月頃中等度うつ病エピソードを発症したが、この被災者の日常の職務である賦課事務作業による慢性の心理的負荷は、被災者の精神障害を発症させ得る「過重な慢性の心理的負荷」があったものと評価される（高知地判06.6.2高知県南国市事件）。

4) 長時間の時間外労働の評価

長時間の時間外労働（休日出勤を含む）による睡眠不足は精神障害の発症と強い関連性があり、

発症前1か月間に概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合、

発症前2か月間ないし6か月以上の間にわたって1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働時間が認められる場合、

は、業務と精神障害発症との関連性は強く、「過重な慢性労働ストレス」があったと評価し、それ自体で別表の(2)の欄の心理的負荷の強度を上位に修正すること（平成15年度委託研究報告書「精神疾患発症と長時間残業との因果関係に関する研究」、精神障害と労災研究会「平成17年度研究報告書」参照）

5) 過重な急性労働ストレスの評価

「過重な急性労働ストレス」の有無も、発症・増悪前概ね1年間に従事していた業務を対象とし、その業務に従事していた際に遭遇した事件的出来事による急性労働ストレスが、発症・増悪要因となり得るか否かを評価するものとするが、ストレスの性質上、被災者本人の置かれた立場や状況を充分斟酌し、健康な平均人の心理的負荷の強度を示す[別表1]の職場の事件的出来事によるストレスの強度を参照して、個別・具体的にその強度を把握した上で、その強度を客観的に評価した上で「ないし」と修正すること。

例えば「昇格、昇進があった」の平的強度は、[別表1]では「とされているが、個別具体的に被災者本人の置かれた立場や状況を充分斟酌し、本人が「自らの業務遂行能力上の問題点について自覚的であったこと等に照らせば、昇格したこと自体による労働ストレスの強度は、被災者に対し「ないし」と評価される（名古屋地判06.5.17中部電力事件参照）。

そして、その事件的出来事による労働ストレスがその後の労働生活において引き続き生ずる慢性労働ストレス及び急性労働ストレスを総合し、被災者のストレスが弱くなっていったか、それとも強くなっていったかその変化を検討して、そのストレスの強度を評価すること。

5)の説明

例えば、経理・庶務等の事務に携わったことのなかった消防署の係長が、配転により、経理・庶務等の事務に携わり、しかも過去に軋轢のあった上司が署長である消防署管理係長に配属され、初めて携わる経理・庶務等の事務に対する不安及び緊張による労働ストレスにとどまらず、その署長の下での人間関係に対する極度の不安及び緊張による労働ストレスが加わると共に、その署長から経理事務の決済の際に詳細なチェックをされ、疑問点毎に詳しい説明を求められ、前署長時代の会計帳簿上の使途不明箇所につき追及され、部下の管理係員の面前で大声で怒鳴られ、書類を机にたたきつけられた等の事実による労働ストレスが認められれば、配転という出来事と上司とのトラブルという二つの出来事による労働ストレスとして切り離して個々に評価するのではなく、これらを総合し、発症要因として「過重労働ストレス」か否かを評価するものとする（大阪高判 03.12.11 長田消防署事件参照）。

6)〔別表1〕に掲げる事件的出来事の追加

「過重な急性ストレス」につき、〔別表1〕に掲げる事件的出来事に、職場で「嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」及び「業務を一人で担当することとなった」「違法行為の強要があった」などの事件的出来事を追加すること。これらの出来事は、健康な平均人基準の強度として の強度と評価するものとする。

また「職務で欠員の補充がなかった」及び「複数の仕事を担当した」事件的出来事も、短期間であれば「急性の労働ストレス」に該当し、この出来事につき同基準の強度の評価として の強度として評価すること。（平成14年度厚生労働省委託研究報告書「ストレス評価表の充実強化に関する研究」参照）これらが長期間継続した場合は、「慢性の労働ストレス」に該当し、そのストレスの強度につき前記急性労働ストレスの場合に準じて適切に評価するものとする。

例えば、うつ病発症後も結婚指輪をして従前の業務に従事していた被災者に対し、上司の課長が「結婚指輪を身につけることは仕事に対する集中力低下の原因となる」との独自の見解に基づいて、「そんなチャラチャラしたものははずせ」と指示したことは、同人が結婚以降常時結婚指輪を身につけていた事実等に照らして、強いストレスを及ぼし、既に発症していたうつ病の増悪要因となったと評価されること（名古屋地判 06.5.17 判決中部電力火力センター事件参照）。

7) 過重な急性労働ストレスが複数存在する場合

「過重な急性労働ストレス」が複数存在する場合、この複数の急性労働ストレスを個々バラバラにその強度を評価して「過重な急性労働ストレス」の有無を評価すべきではなく、その複数の存在による各ストレス相互間の関係、相乗効果等を勘案して「過重な労働ストレス」の有無を客観的に評価するものとする（福岡地判 06.4.12 鐘淵化学工業事件、参照）。

8) 使用者の義務違反について

使用者が、労働者が業務の遂行に伴う疲労やストレスを過度に蓄積して精神障害を発症・増悪しないように注意もしくは配慮すべき義務に違反したために被災者が精神障害を発症・増悪させたと認められる場合は、「過重労働ストレス」があったと評価すること。

9) 精神障害発症後の増悪、自殺について

精神障害発症後引き続き業務に従事し、その業務による「過重労働ストレス」が加わって精神障害を増悪し、その増悪により自殺したか否かを判断するについては、単純に精神障害発症後に従事した業務によるストレスは原因ではなく結果であるとして「過重労働ストレス」とはならないとするのは妥当でなく、精神障害発症による労働能力の低下等の事情も併せて総合評価するものとする（名古屋地判 06.5.17 中部電力火力センター事件参照）

3. 認定要件 1 および 2 の各 2) の業務以外のストレスについて

1) 被災者が発症前概ね 1 年間に遭遇した業務以外の心理的負荷は [別表 2] を参照し、被災者の置かれた立場や状況を十分斟酌して個別具体的にそれが発症・増悪要因となり得るか否かを検討・評価し、

2) その評価が「 」と評価される出来事に遭遇していた場合は、上記認定要件の各 2) の要件につき、その心理的負荷が精神障害を発症・増悪させ得る程度の要因か否かを検討するものとする。

4. 認定要件 1 及び 2 の各 3) の個体側要因について

精神障害の既往歴、過去の生活史、アルコール等依存状況、性格傾向の各事項につき、それらが精神障害を発症・増悪させ得るにたる確たる要因であるか否かを具体的に検討するものとする。例えば、被災者の脳外科医がメランコリー親和性性格があると認められたとしても、それはあくまでも、人格の特徴、人間の存在様式の一つであり、個性の多様さとして通常想定される範囲内のものであれば、それ自体がうつ病発症に直結するほどの強い関連性があるとは言えないこと（水戸地判 05.2.22 土浦協同病院事件参照）。

5. 精神障害の業務上外の判断について

一般経験則（社会通念）に照らし、被災者が発症・増悪前概ね 1 年間に精神障害の発症・増悪要因となり得る一定程度以上の危険性を有していたと認められる過重労働ストレスのある業務に従事していたかどうか、被災者の精神障害が業務以外のストレスにより発症・増悪したとは認められないかどうか、被災者には精神障害を発症・増悪させ得る確たる個体側要因発症因子が認められるかどうか、を総合し、 につき肯定され、

及び が否定されれば、業務起因性があると判断するものとする（名古屋高判 03.7・8 トヨタ自動車事件参照）。

6. 自殺の業務上外の判断について

1) 労災保険法第12条の2の2の第1項の「故意」とは、「結果の発生を意図した意思」と解するのは妥当でなく、「偽りその他不正の手段により保険給付を受けようとする意思」と解するのが妥当であり、精神障害を発症・増悪させた被災者の自殺は、業務起因性があるものと取扱うものとする。

2) 業務起因性のある精神障害を発症した被災者が、精神科の治療を受診しないで自殺した場合及び精神科の治療を受診したがその治療中断後もしくは治療終了後に自殺した場合において、その精神障害が寛解したとの確たる証拠のない限り、当該精神障害により、正常な認識、行為選択能力及び抑制力が著しく疎外された結果自殺したものと推定し、業務起因性があると取扱うものとする（東京地判 06.9.4 加古川東幼稚園事件参照）。

以上